

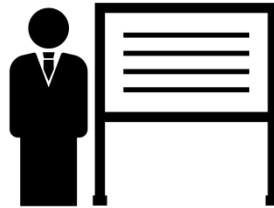
おせっかいな

# 傍聴人の裁判解説

原発事故損害賠償・北海道訴訟

No. 9  
2018年6月

2018年6月12日(火) 札幌地方裁判所で原発事故損害賠償・北海道訴訟第20回口頭弁論が行われました。結審が近づくにつれ増えていくのでは、と予想した傍聴人の数は(私の予想に反し)傍聴席の約半分、40名程度でした。この日の裁判はいつもと違い、被告国側からこれまでの責任論に対する主張・反論をまとめたプレゼンテーションが行われたため、いつもより長い時間かかりました。



## ■国の「プレゼンテーション」とは？

### 群馬、千葉、京都、首都圏、浜通り…

すでに判決が出ている裁判で、裁判所が国の責任を認めなかったのは、千葉地裁のみ。その千葉も、予見可能性については「国は予見できたけれども、その予見に基づき回避するための対策を取ったとしても、今回の事故は防げなかった」という判断から「結果的に事故を回避することはできなかったので責任はない」という判決でした。つまり、「予見できたかどうか」だけをみれば、すべての判決で「予見できた」と言っているわけであり、「結果回避可能性※1」の点で判決が違う、ともいえます。

**原告も被告も、**それぞれの主張や反論、証拠を膨大な量の書類にして提出しています。もちろん、裁判官はその書類をすべて読み、判断をしていくのですが、どうしても、文字だけでは「伝わらない」ことがあります。原告側が原告本人による意見陳述を続けてきた理由のひとつはそこです。そして、この「伝わらない」は被告にとっても同じだったでしょう。放射性物質のことや原発の構造や管理運営のシステム、地震想定に関する専門的知識を、裁判官はもともと持ち合わせていません。「書類だけでは伝わらない」と、国も考えて、プレゼンテーションを行ったのだと思います。このプレゼンは、北海道に限らず、全国の裁判で行われています。今後の判決に対し、危機感を感じているのかもしれない。

※1 結果回避可能性→予見できた損害を回避できる可能性があったかどうか、ということ。原発は、事故を起こしてはならないものであり、事故を起こさないことを大前提に建設・運用されているし、安全を保つのは国や東電の義務。なので、もし、今回の事故が「何らかの対処をとっていれば回避できた損害」であれば、「結果回避義務違反」となる。尚、「どうすれば回避できたか(結果回避措置)」については、原告が明らかにせねばならない。

※2 グレーデッド・アプローチ(graded approach)→リスクの程度(グレード)に応じた安全対策の実施のこと。厳格な安全対策を実施するには、その対策の失敗による潜在的なリスクに見合ったものにするべき、という考え方。

## ■「プレゼンテーション」の内容

原告の「津波対策義務を放置」との主張に対し、国は①絶対的安全性と相対的安全性の考え方 ②決定論的安全性と確率的安全性、グレーデッド・アプローチ※2 に対する理解 ③理論的工学的知見の到達点に対する正確な評価という、3つの観点からリスク評価し判断を行ってきたことを挙げ、「津波対策が不要という判断は、正しい過程を経て出した結論であり、国に事故の責任を認めたこれまでの判決は誤解に基づく判決だ」と説明しました。

原告が「津波の予見可能性」の根拠とする長期評価について、長期評価は具体的な根拠を伴っておらず、理論的に考えて「否定はできないけれども、肯定もできない」というレベルの知見である。だが、仮説であっても可能性が「ゼロ」ではない限り評価根拠のひとつとして取り扱っていた。その取扱いは②の確率論には取り入れるが、決定論にはなり得ないと結論付け、原子力保安院も了承した。決定論としては、津波評価技術を根拠に判断をしているが、津波評価技術が想定した地震の規模は、福島第一原子力発電所に東沖で M7.9、津波の想定高さは 6.1m だった。この想定で津波対策をしても事故は防げなかったし、たとえ、長期評価に基づいて対策をしていたとしても、防げなかった。いずれにせよ、結果回避はできなかったのも、責任は無い。兎にも角にも、判断は正しく、予見も回避も不可だから、責任はない、ということです。

## ■東電の反論

東電からは、2015年3月10日第7回口頭弁論期日で原告が主張した「チェルノブイリ事故におけるウクライナとロシアの(避難区域や補償などの)法制度」と前回原告が主張した「コホート研究」に対する反論と、自主避難者への精神的損害についての反論が出されました。

コホート研究については、2015年発表の英米仏3国の核関連施設従事者に関する主張について、データの信頼性に欠ける、との反論がありました。日本において放射線業務従事者の疫学調査研究をしている公益財団法人放射線影響協会※3

は、この研究について「もともと共同研究に参加した15か国の中から、英米仏の3か国の調査を選んだもので、どうして、この3か国を選んだのかわからない。15か国の研究では、慢性の低線量被ばくと白血病の死亡率との間に有意な関係がなかったのに、どうしてこの3か国では有意なのか？」という疑問が呈されているようです。

**精神的損害については、**この裁判で、原告一律1000万円の慰謝料を求めていることに対し、居住地域が、避難指示区域、自主的避難等対象区域、区域外によってそれぞれに生じた恐怖心や不安は一様なものではなく、一律1000万円という請求は検討されなければならない、ということを主張しています。これは、以前からなんだか主張されている「中間指針で十分」という東電の主張の繰り返しでもあります。

**この日の意見陳述で、**栃木県那須町から自主避難した原告の方がお話をされました。事故が起きるまで、自分たちが目指す自給自足の暮らしができる場所を探し、見つけ、自然建築に取り組み、家を建て、仕事もこれから、という矢先の原発事故。「原発事故は、私たちの生活と仕事、そして何もかもを奪いました。人生設計がすべて狂ってしまいました」「このような私たちに対して、国や東電はあまりに残酷です。福島からの避難者と差別することなく、私たちが被った財産的な損害や精神的苦痛について、補償することを強く求めます」。原発事故の被害に県境は無いのに、そもそもの支援策も福島県に限られていること自体が不条理だと私は考えているので、原告の方の感じる憤り、腹立たしさは当然だと思いました。

## ■進行協議のようす

**裁判所の国のプレゼンに対する印象は、**「参考までにお伺いしておきます」という感じだったようです。原告に対しては、「このプレゼンに対して反論があれば簡潔なものでいいです」という程度。それよりも、結果回避措置についてはもっと原告でまとめるように、と言われたようで、裁判所としては「なにか手立てを講じれば、事故が本当に防げたのかどうか、その判断をしたい」という事だと思えます。判断をしたい、つまり、判決に向けて「重要な要素」のひとつ、ということでしょう。

**原告から提出した準備書面（77）で、**責任論に対する2つの主張をしています。そのひとつが「東電が2008年時点で、津波による原発事故を回避するために、原発敷地上高さ10mの防潮堤を設置すべきとの検討結果を得ており、防潮堤設置により本件事故が回避できた」という主張しています。この点について、裁判所から「いつ、防潮堤をつくらなくてはならない、と予見したかを明らかにしてほしい」と言われたそうです。もし、長期評価が出た平成14年に認識し、防潮堤を建設したなら結果回避できたかもしれないが、平成18年にそのことを認識したのなら建設が間に合わなかったのではないか？その判断をしたい、ということです。

## ■今後の裁判

**判決は、**2020年の3月です。逆算すると、来年の3月までには原告も被告も言いたいことを出し切って、5月までには尋問を終了し、9月に結審です。来年の3月から5月にかけての尋問では、1日7人前後で2日間、12人～14人の原告の方に行いたいそうです。それが、2日連続なのか、2週間にわたるのかわからないけれど、かなりのスピード感で進めたいようです。

## ■次回は9月11日（火）、次々回は12月18日（火）です。

裁判所はすでに、判決に向けてかなり詳細に内容を詰めてきているようです。判決文は、通常「原告の主張は～です、被告の主張は～です、裁判所の判断は～です」という形で書かれるそうです。この「～」に当てはまる部分を意識して、そのまま判決文に載せられるようなレベルの主張を書面でつくってください、と言われているそうです。

**どこからの避難でも、**避難をしたことによって失われた暮らしそのもの、という、誰かが比較も評価も成し得ない損害に対する賠償を求めているという原告の主張と、「同じはずはないでしょう」という被告の主張に接点はありません。でも、理解してもらいたいのは被告ではなく裁判所です。あと、2～3回の意見陳述と、2日間の尋問で裁判所が主張を認めてくれるのか？結果回避可能性は？避難の正当性は？もう、裁判は山場です。

傍聴人 金榮 知子

※3 公益財団法人 放射線影響協会→原子力がエネルギーの分野で、また、放射線が医療、工業、農業等の様々な分野で利用が期待されるようになった昭和35年に設立。■原子力・放射線の利用に不可欠な放射線影響等に関する知識の普及、調査研究、調査研究に対する助成 ■放射線作業員の被ばく線量を一元的に管理して作業員一人ひとりの被ばく線量を正確に把握するため、放射線作業員の被ばく線量登録管理事業 ■放射線従事者中央登録センターが有する放射線作業員個人毎に集計・管理された被ばく線量データを活用した低線量放射線による人体への影響に関する疫学的調査を実施

